

西脇市市民交流施設広告付き案内地図等設置業務仕様書

本仕様書は、西脇市市民交流施設（以下「本施設」という。）において、設置事業者が設置する広告付き案内地図等の内容について定めるものである。

1 業務内容

(1) 業務名称

西脇市市民交流施設広告付き案内地図等（以下「案内地図等」という。）設置業務

(2) 設置場所

設置場所は、西脇市市民交流施設の1階とする。

※ 標準設置場所

標準設置場所は、図面1で指定するとおりであるが、本施設内において、応募者が別の提案を行うことも可とする。

ただし、当該提案が既設設備や掲示物等に支障があると市が判断する場合は、標準設置場所を実施することとするため、納付金額の提案に影響の無い範囲で想定すること。

(3) 業務内容

ア 案内地図等の構成は次のとおりとし、それぞれを製作・設置する。

構 成	備 考
案内板	次の内容を掲載したもの ・案内地図 ・施設案内図（ガイドマップ等）
行政情報等伝達モニター	案内板とは独立したスタンドタイプの薄型液晶モニター

イ 案内地図は市内を範囲として製作し、別に広告主として募集した民間事業者等を当該地図上に示すとともに、当該事業者等の広告を掲載する。

ウ 設置事業者は、広告主の募集・決定、広告物の事前確認、広告物の掲出その他広告主との調整など広告掲載に係る一切の業務を行う。

(7) 広告主及び広告内容については、西脇市有料広告掲載事業実施規程、西脇市有料広告掲載取扱基準の規定を準用するものとする。

(4) 広告物については、指定する期日までに出力見本を市に提

出することとし、市において内容審査を行い、結果を通知する。

(4) 市は必要に応じて修正等の措置を求めることができ、設置事業者は速やかに対応するものとする。

エ 契約に基づく納付料金等を事前に市へ納入する。

(4) 業務期間

令和8年4月から令和13年3月（5年間）

(5) 案内板の内容

筐体	<p>ア サイズ 幅 3,800mm×高さ 2,600mmの範囲内</p> <p>イ 仕上げ 電気亜鉛メッキ鋼板加工、メタリック焼付塗装同等以上</p> <p>ウ 色調 本施設の意匠等とのバランスを考慮して提案するものとし、詳細は市と協議して決定のこと（標準では、黒色から白色の中間色を想定している）。</p> <p>エ 配線等 本施設の意匠及び安全を損なわない方法とすること。</p> <p>オ 電源の入／切 電源は、本施設の開館時間（開館日は8時30分から22時まで）等に応じて、自動制御すること。</p>
案内地図	<p>ア サイズ 高さ 2,000mm×幅 1,750mm×奥行き 100～200mm程度（標準設置場所以外で提案する場合は、上記サイズを標準として市と協議すること。）</p> <p>イ 仕上げ インクジェットフィルム又はカラーコルトンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形あるいはそれと同程度の視認性及び表現力を発揮するようにすること。</p> <p>ウ 色調 色覚障害者に配慮した配色等やユニバーサルデザインに配慮しながら、本施設の意匠等とのバランスを考慮して提案するものとし、</p>

	<p>詳細は市と協議して決定のこと。</p> <p>エ 掲載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設周辺案内図及び西脇市全域図等により構成すること。 ・大きさ及び縮尺は、市と協議して決定すること。 ・公共施設や災害時の避難場所等、市が指定する地点をわかりやすく表示すること。 ・破損、汚損や公共施設等の変更及び広告主の変更等についてのメンテナンスをその都度行うこと。 ・年に1回以上、内容の更新及び貼替えを行うこと。ただし、特に変更がなく市が貼替える必要がないと認める場合は、この限りではない。 ・通常の貼替え以外にも、市が貼替え等の必要があると認める場合は、市と設置事業者が協議の上、実施すること。 ・地図上に所在する広告主の表示を行うことができる。
<p>施設案内図 (ガイドマップ等)</p>	<p>ア サイズ 高さ 2,000mm×幅 1,100mm×奥行き 100～200mm程度（標準設置場所以外で提案する場合は、上記サイズを標準として市と協議すること。）</p> <p>イ 仕上げ インクジェットフィルム又はカラーコルトンフィルムを乳白アクリル板と透明アクリル板で挟み込む形あるいはそれと同程度の視認性及び表現力を発揮するようにすること。</p> <p>ウ 色調 色覚障害者に配慮した配色等やユニバーサルデザインに配慮しながら、本施設の意匠等とのバランスを考慮して提案するものとし、詳細は市と協議して決定のこと。</p> <p>エ 掲載内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掲載範囲は、本施設、新庁舎及び健康福祉連携施設とする。 ・市から提供する図面等に基づき、建築意匠

	<p>等に配慮して作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年に1回以上、内容の更新及び貼替えを行うこと。ただし、特に変更がなく市が貼替える必要がないと認める場合は、この限りではない。 ・通常の貼替え以外にも、市が貼替え等の必要があると認める場合は、市と設置事業者が協議の上、実施すること。
表示方式	調光器により明るさの調整が可能なLED内照式とし、省エネに配慮したものとする。
危険防止	<p>鋭利な角や縁、突起物等がない構造にするなど、本施設の利用者等に危険を生じさせることがない構造とすること。</p> <p>建物に負担の少ない方法で固定し、地震等の際の落下や転倒に対する防止策を十分講ずること。</p>
その他	<p>音声の発生する機材の設置は認めない。</p> <p>また、案内板が原因で事故等が発生した場合は、設置事業者の責任において解決すること。</p>

(6) 行政情報等伝達モニターの内容

形状及び設置場所	スタンドタイプの薄型液晶モニター（42型以上の縦型、市の任意の場所で活用することがある。）
掲示内容	市が用意する広報情報（文字及び動画）及びポスター画像等
サイネージコントローラー	<p>ア データ転送 データ転送はUSB等メディアを用いるスタンドアロンタイプを基本とするが、ネットワークタイプでも可とする。</p> <p>イ 対応形式 再生に対応する形式は動画及び静止画とする（JPEG、MPEG及びPPT形式についてはデータ変換が不要なものとし、その他のデータ形式にもできるだけ多く対応すること。）</p> <p>ウ 音声出力 入／切を選択できること。</p> <p>エ 諸設定 コンテンツの表示タイミングや表示領域及</p>

	<p>びスケジュール等について設定ができるものであること。</p> <p>オ 使用方法の教授 設定や活用方法等について、市に教授すること（対象は2～3人程度）。</p>
その他	<p>設置場所、仕様の詳細については、市と協議して決定すること。</p> <p>機器は新設することとし、既存の設置機器を新システムの一部として追加設置ことも可とする。ただし、その場合は、既存機器の水準（機能、デザイン、耐久性等）を提案書で示すこと。</p>

(7) 広告

- ア 広告枠部分には広告主の広告を表示し、写真・名称・電話番号等について表示すること。
- イ 広告枠の広告主が、地図上でどこに位置するのかが分かるように座標番号等で表示すること。
- ウ 広告は、本体内に収まる大ききさで作成し、一枠が極端に大きくなるようにすること。
- エ 広告内容等に関する一切の責任は設置事業者が負うものとし、市は一切の責任及び負担を負わない。
- オ 広告物（出力見本）の提出期限
内容審査を行うための期間を考慮し、市がその都度定める期間までに広告物の出力見本を提出すること。
- カ 広告の掲載にあたっては、当該広告が民間事業者の広告であることを明確に表示すること。また、必要に応じて、広告内容に関する責任の帰属に関することや、その他必要な事項についても注記すること。

2 費用負担及び支払条件

- (1) 本事業に関する一切の作業（設置、移設、撤去、保守及び修繕等）は、業務時間外の対応を原則とし、当該作業に要する費用は設置事業者の負担とする。また、移設又は撤去時には原状回復を図ること。
- (2) 案内地図等の運用に係る電気料金については、設置事業者の負担とし、消費電力量をもとに算定した実費相当額を算定する。
- (3) 納付金及び電気料金については、市が指定する期日までに当該年度分を全額前納すること。
なお、年度途中に設置する場合は、当該設置日の属する月から

当該年度の3月までの月数に応じた月割で算定した納付金を納付し、年度途中で撤去する場合は、当該年度の4月から当該撤去日の属する月までの月数に応じた月割で算定した納付金を納付すること。

- (4) 設置事業者の広告主の募集が不調に終わった場合においても、一旦納入された納付金及び電気料金は返還しない。なお、原則として期間中の納付金の減額には応じない。

3 その他

- (1) 市は、広告主又は広告内容が西脇市有料広告掲載事業実施規程及び西脇市有料広告掲載取扱基準要綱に定める基準を満たさなくなったとき、その他広告を掲載することが適当でないとする事由が生じたときは、広告掲載の中止を指示する。この場合において、市は、市に納入すべき契約料金等の減額を行わず、広告主又は設置事業者に対して賠償の責任を負わない。

- (2) 公用又は公共用に供するための必要が生じたことにより、移設又は撤去等の必要が生じた場合は、設置事業者は市の指示に従うものとする。この場合において、移設又は撤去等により設置業者に損害等が発生した場合でも、市は責任を負わない。

なお、納付金の額については、上記2-(3)の規定により算定し、返還する。

- (3) この仕様書に明記されていない細部の事項及び業務の実施に当たって疑義が生じたときは、市と設置事業者が協議して決定する。